

令和5年10月2日（月）
災害に備えた地域での支え合い研修会

札幌市における 避難支援の取組みについて

札幌市保健福祉局総務部地域福祉・生活支援課

SAPPORO



行政の災害時の避難支援

◆避難情報の発令

(政府インターネットテレビより)

5	緊急安全確保 〜〈警戒レベル4までに必ず避難!〉〜	
4	避難指示	全ての方
3	高齢者等避難	高齢者や 障害のある方
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	危険な場所から 避難
1	早期注意報 (気象庁)	

避難に時間のかかる方は
早めに避難!

◆避難所・災害対策本部の運営 など

避難を手伝ってくれたのは？

内閣府「避難に関する総合的対策の推進に関する
実態調査結果報告書」（東日本大震災時、2013年）

第1位 家族・同居人

第2位 **近所の方**、友人

第3位 福祉関係者

大規模災害時には
行政の支援が間に合
わないことも・・・

ご近所・地域の方の支援が重要です

札幌市内の取組状況

要配慮者避難支援の取組に関するアンケート結果
(市内の単位町内会・自治会対象 令和2年)

災害時の支え合いの取組を

◆行っている : 31.6%

◆今後取組予定 : 37.6%

約7割の町内会が、**取組**をすで
に行っている・**取組予定**と回答

取組にあたっての悩み・困りごと

要配慮者避難支援の取組に関するアンケート結果
(市内の単位町内会・自治会対象 令和2年)

◆ **支援が必要な方の把握が難しい**

◆ **支援者を集めるのが難しい**

・・・など

⇒ **札幌市では課題に応じた
支援を行っています！**

支援が必要な方の把握が難しい・・・ 支援者を集めるのが難しい・・・

「支援ツール」をご活用ください！



取組にご協力いただく方へ

町内会(自治会)は、災害時の要配慮者避難支援*に取り組みます。

*「要配慮者避難支援」とは？
災害発生時に、自分の力だけでは避難することが難しい高齢者や障がいのある方などの避難支援を地域ぐるみで行うことです。

災害時支えあいのカタチ

自助
要配慮者とその家族が助けあう。

自助
災害時は一時的避難先を探す。

地域の共助
災害中地域の方たちが互いに助けあう。

〇 行政が何とかするから私たちがやる必要はないのでは？
災害が発生して一刻を争う時、人員的にも地理的にも、行政が直接対応できることには限界があります。身近な人だからこそできることがあります。

札幌市の
避難行動要支援者
(時に支援が必要となる方)
約 11 万人

- ・要介護認定を受けている方
- ・身体障害者手帳1・2級を所持している方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方
- ・療育手帳Aを所持している方
- ・聴覚障がい、聴覚障がいのある方 など

私たちの地域の中にもいらっしゃいます。

参考) 阪神・淡路大震災における救助の主体救出者数
(内閣府 平成26年度防災白書より)

倒壊した家屋などに閉じ込められて自力で逃げられなかった方のうちご家族やご近所さんに助けられた方がたくさんいます

地域住民等 77.1% 約27,000人

消防、警察、自衛隊 22.9% 約8,000人

取組に役立つ様式例を提供しています。例えば・・・

・ **支援が必要な方を把握**するための町内会回覧

・ **支援者募集**のための町内会回覧

・・・など

7

支援が必要な方とどのように
接したらよいかわからない・・・



札幌市委託事業

誰もが住みやすい
あんしんのまち
コーディネート事業



SAPPORO

さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール

市が派遣する**専門家**から**アドバイス**等の**支援**を受けることができます。

<主な支援内容>

- ・障がいのある方との接し方についての助言
- ・支援者とのマッチングへの助言
- ・避難訓練への助言 など



取組の始め方がわからない・・・

出前講座を活用



令和5年度

市政に関する情報を皆さんにお届けします!

札幌市
出前講座

札幌市出前講座では、市の職員が皆さんの地域に出向いて、市の事業などについて、わかりやすく説明いたします。町内会などの各種団体の勉強会、職場での研修、サークル活動などの機会に、ぜひお気軽にご利用ください。

札幌市 出前講座 検索

SAPPORO

<テーマ>

「災害発生時の地域での支え合い」
～要配慮者の避難支援～

市の職員がうかがって、**取組の始め方**や**ポイント**をご説明します。

お申し込みは・・・
保健福祉局地域福祉・生活支援課
または**各区の保健福祉課**まで

手引き書～取組の参考に～



取組を始める・進める際の
手引き・ヒント集です。

1 要配慮者避難支援とは？

みんなが支えたり、支えられたり
周囲にどんな人がいるか、考えてみよう

災害発生時に、自分の力だけでは避難することが困難な要配慮者(高齢者や障がいのある方など)の避難支援を、地域ぐるみで行うことを「要配慮者避難支援」といいます。

要配慮者 災害時には、特に配慮が必要です。

高齢者
●一人暮らしの高齢者
●高齢者世帯
●認知症の方
●認知症の方 など

障がいのある方
●視覚、聴覚、言語が不自由な方
●身体が不自由な方
●内服薬が処方されている方
●精神障がいがある方
●知的障がいがある方 など

手助けが必要な場合もある方
●妊娠中
●乳幼児・児童
●ケガや病気の方
●外国人 など

みんなが支援者! いざというとき、要配慮者を支援できます!

みんなが支え合えるようにしたい!

助けが必要だけれど、助けがなくてもいいから!

自分では無理だけれど、助けがなくてもいいから!

高齢者でも、助けがなくてもいいから!

町内会 民生委員 福祉推進員
近隣住民

※札幌市では、平成27年度から「災害時避難支援者」を「要配慮者」という名称に変更しました。
※要配慮者の支援は義務ではありません。支援者はご自身や家族の身の安全を確保することが優先です。

すべてのみなさんが日頃から防災意識を持ち、見守りや声をかけあう など交流の機会を多くもつことで、活動の輪は広がっています。

災害時支えあい
ハンドブック(概要版)

一刻を争うとき、地域での助け合いが必要です
過去の災害の教訓から、災害が発生した直後は行政の支援が間に合わないことがわかっています。このため隣近所をはじめとした地域での助け合いが重要になります。

災害時支えあいのカタチ

自助 自助
要配慮者と
その家族が助けあう。

地域の共助
近所や地域の方たちが
ともに助けあう。

1 要配慮者避難支援とは？

災害時に支援が必要な人がいます
災害発生時に、自分の力だけでは避難することが困難な要配慮者(高齢者や障がいのある方など)の避難支援を、地域ぐるみで行うことを「要配慮者避難支援」といいます。

要配慮者 災害時には、特に配慮が必要です。

高齢者
●一人暮らしの高齢者
●高齢者世帯
●認知症の方 など

障がいのある方
●視覚、聴覚、言語が不自由な方
●身体が不自由な方
●内服薬が処方されている方
●精神障がいがある方
●知的障がいがある方 など

手助けが必要な場合もある方
●妊娠中
●乳幼児・児童
●ケガや病気の方
●外国人 など

みんなで助け合えるようにしたい!

助けが必要だけれど、助けがなくてもいいから!

自分では無理だけれど、助けがなくてもいいから!

高齢者でも、助けがなくてもいいから!

※要配慮者の支援は義務ではありません。支援者はご自身や家族の身の安全を確保することが優先です。

概要版もあります

10 令和3年 災害対策基本法改正

「避難行動要支援者名簿」
に掲載された方について、
個別避難計画を作成すること
が市町村の努力義務になりました。

避難行動要支援者名簿とは



災害時の避難に特に支援を必要とする方たちの名簿。

※作成は市町村長の義務

★札幌市の名簿掲載者

118,242人 (令和5年1月1日時点)

名簿情報は、ご本人の同意があれば

町内会等の地域に提供できます。

- 要介護の方
- 重い障がいのある方
など

個別避難計画とは

災害時にお一人では避難することが困難な方について

- **誰が**支援するか
- **どこに**避難するか
- 避難時に**どんな配慮**が必要か

などをあらかじめ記載したものの

個別避難計画		緊急時連絡先	
氏名	〇〇 〇〇〇	氏名	〇〇 〇〇〇
住所	札幌市〇区〇〇〇〇〇〇	住所	札幌市〇区〇〇〇〇〇〇
生年月日	〇〇年〇月〇日	連絡先	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
連絡先	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	支援者①	
【避難時に配慮が必要な理由】		氏名	〇〇 〇〇〇
<input type="checkbox"/> 立つことや歩くことが難しい		住所	札幌市〇区〇〇〇〇〇〇
<input checked="" type="checkbox"/> 音が聞こえない(聞きとりにくい)		連絡先	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
<input type="checkbox"/> 物が見えない(見えにくい)		支援者②	
<input type="checkbox"/> その他()		氏名	〇〇 〇〇〇
【支援内容】		住所	札幌市〇区〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		連絡先	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
		【特記事項】	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

最後に

災害時には・・・

- ◆**ご自身やご家族の安全確保が最優先**
- ◆活動はあくまで善意にもとづくもの
(義務ではありません)
- ◆可能な範囲・無理のない範囲での活動を行っていただくようお願いいたします

ご清聴ありがとうございました

< 「災害時の支えあい」 についてのお問い合わせ先 >

札幌市 保健福祉局 総務部

地域福祉・生活支援課

☎ 011-211-2932

札幌市 要配慮者 **検索**

